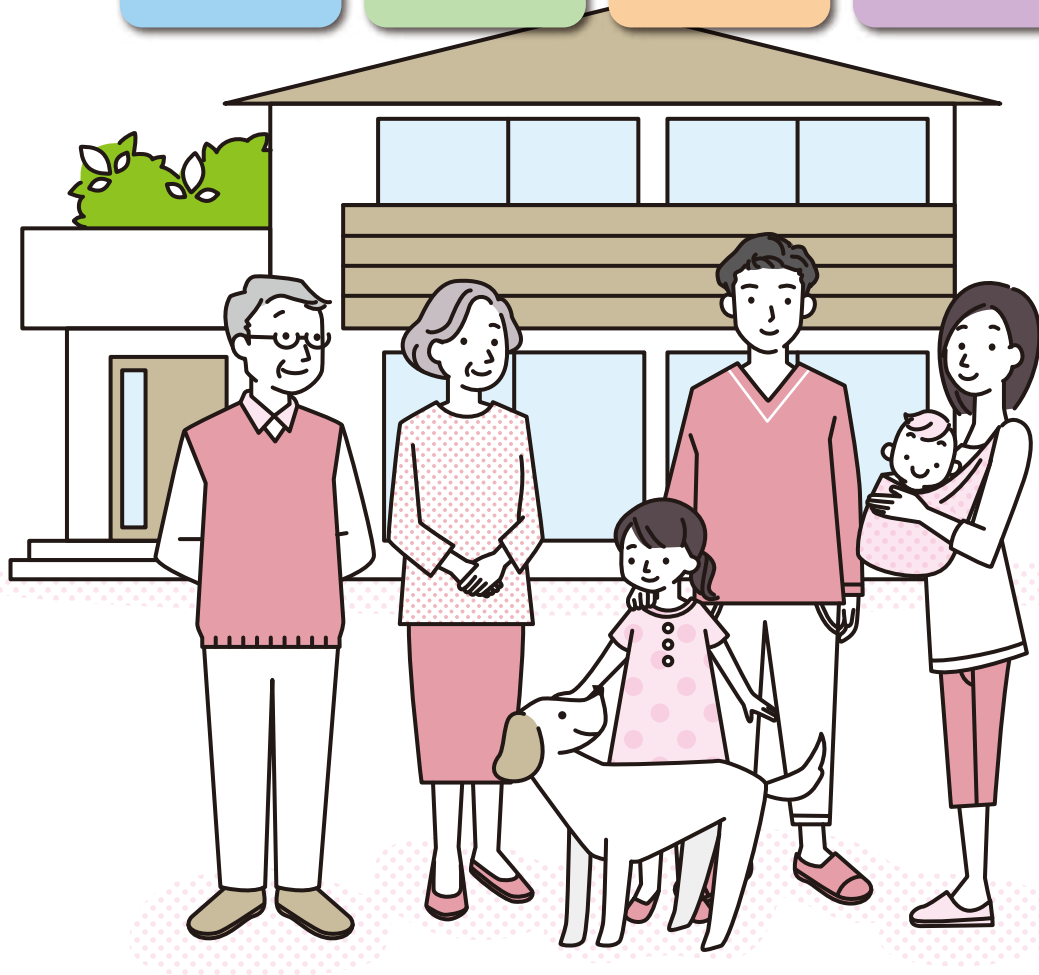


ら く ら く
相 続 登 記



面倒! よくわからない! そんな方に
不動産の名義変更を
司法書士が、すべて代行します。



司法書士法人
さくら事務所

ごあいさつ

大切にしているのは、 “相談しやすさ”です。

お問い合わせいただき、ありがとうございます。
司法書士法人さくら事務所、代表司法書士の坂本孝文です。

平成18年に司法書士試験に合格してから早16年、
法律に関わるサービス業として、お客様と法的サービスをつなぐ
橋渡しの役割として日々精進しています。

昔と比べて司法書士は身近になったとはいえ、
まだまだ法律相談に対して「敷居が高い」と感じる方が多いのが
現状です。そのような現状を変えるために、私どもはお客様の
目線で考え、できるだけわかりやすい表現で内容をお伝えするよう
心がけています。

特に、相続登記は複雑な手続きを必要とし、
準備しなければいけない書類も多いので、不安に感じられる方も
多いと思います。私どもはお客様の目線で考え、お一人おひとりに
寄り添ったご提案と正確な書類づくりで、ご相談者様の
お悩みを解決いたします。

当事務所は、日本全国に対応可能ですので、遠方の方も
ご遠慮なさらずにお問い合わせ下さい。



司法書士法人さくら事務所
代表司法書士 坂本孝文

東京司法書士会所属：登録番号 4535号
簡裁訴訟代理関係業務認定番号：第 601263号

● ●
相続に関する手続きやご相談は、
お任せください。

『らくらく相続登記』とは



初めてでも
安心の

相続
登記 No.1



価格が
魅力だと思う

相続
登記 No.1



50代・60代が
選ぶ

相続
登記 No.1

■2022年5月期ブランドのイメージ調査 ■調査機関:日本マーケティングリサーチ機構
■調査期間:2022年4月13日~2022年5月25日/調査方法:Webアンケート

複雑で面倒な不動産の名義変更を
司法書士に、丸ごと任せられる。



安心で手間のかからない、相続登記サービスです。

相続手続き、
何から
始めたらいいか
分からない

遠方の不動産を
相続して、
どうしていいか
分からない

戸籍謄本や住民票を
集めるのが大変

このようなお悩みは
ありませんか？



「土地」や「建物」の
名義変更を
どうすればいいか
分からない

相続の法律が、
難しく不安

お手頃価格の
代行業者に任せると、
個人情報不安

専門家に
お願いしたら、
費用が高そうで
不安

忙しくて
市役所や法務局に行く
時間がない

そのお悩み！
『らくらく相続登記』が、解決します！

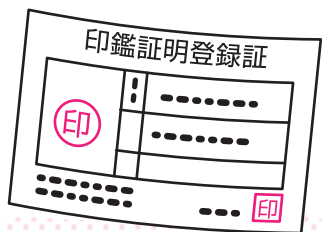
『らくらく相続登記』イイね!ポイント



司法書士に丸投げで、待つだけ!

相続の手続きに必要な申請書作成や大量の書類集めも、あなたの代わりに司法書士がまるごと対応。

完成した書類をご自宅に郵送しますので、お客様は待っているだけで相続登記が完了します。



だけでOK!



書類集めも、任せてらくらく。

ご用意いただくのは、**印鑑証明書**だけ!

相続登記に必要な出生から死亡までの戸籍や、相続人の住民票集めには、相当な労力と時間がかかります。

『らくらく相続登記』なら、書類集めも代行するので、ご準備いただくのは、印鑑証明書だけです。



定額制だから、追加料金の心配がない!

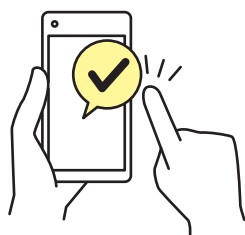
「専門家にお任せしたいけど、料金が不安…」という方もご安心ください。『らくらく相続登記』は、**おまかせプラン税込99,000円**。

役所へ支払う書類の手数料や、郵送費も料金に含まれています。手続きを始める前から料金が確定しているので、安心です。

※名義人になる相続人が一人に限り定額。不動産ごとに相続人が異なる場合は、申請件数が増えますので別途費用加算されます。



スマホでかんたん



相談からご依頼まで、スマホで完了

電話やLINEでご相談が可能なので、事務所に外出いただく必要はありません。書類のやりとりも郵送なので、**ご自宅にしながら相続登記を完了**できます。

スマホひとつで、日本全国どちらからでもご利用頂ける、相続登記の代行サービスです。



国家資格をもつ、司法書士が対応 大切な財産や個人情報も、任せて安心

代理人として登記申請を行えるのは、**司法書士と弁護士のみ**で、それ以外が申請を代理するのは違法です。国家資格者である司法書士になら、安心してご家族の個人情報や財産情報を話せます。



個人情報も安心

／ 他サービスとの違いでわかる！ ／

『らくらく相続登記』の安心感

安心で手間のかからない、
相続登記サービスです。

司法書士は
登録手続きの
プロだから、
すべて、
お任せ！



	らくらく相続登記	民間会社の 手続き代行サービス	民間会社の 登録種類作成サービス
価格	90,000円 (税込99,000円)	69,800円 (税込76,780円)	20,000円 (税込22,000円)
追加料金	<input type="radio"/> 追加料金なし	<input type="radio"/> 追加料金なし	<input type="radio"/> 追加料金なし
必要書類の 収集	<input type="radio"/> 書類取得を代行	<input type="radio"/> 書類取得を代行	<input checked="" type="checkbox"/> お客様自身で収集
書類の 記入・やりとり	<input checked="" type="radio"/> 書類やりとり2回！ 署名と捺印の対応のみ	<input checked="" type="checkbox"/> 委任状など書類のやりとりは 2回以上、手続きの申込書への 記入が必須	<input type="radio"/> お客様自身で情報を入力し 作成するサービスのため、 書類のやりとりなし
申請書類の 作成	<input checked="" type="radio"/> 司法書士が作成	<input checked="" type="checkbox"/> お客様自身で情報を入力、 システムが自動作成	<input checked="" type="checkbox"/> お客様自身で情報を入力、 システムが自動作成
法務局への 申請・対応	<input checked="" type="radio"/> 司法書士が対応で安心	<input checked="" type="checkbox"/> 申請は代行するが、やりとりは お客様自身で対応	<input checked="" type="checkbox"/> お客様自身で対応
申請書類の チェック	<input checked="" type="radio"/> 司法書士の確認で安心	<input checked="" type="checkbox"/> 不備があった場合、 却下されたり修正が必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不備があった場合、 却下されたり修正が必要
相続についての 相談	<input checked="" type="radio"/> 司法書士に相談OK!	<input checked="" type="checkbox"/> 司法書士ではないので、 法務相談にはのれない	<input checked="" type="checkbox"/> 司法書士ではないので、 法務相談にはのれない



安心の料金設定

楽々！手間をかけたくない方

おまかせプラン

税込

99,000円

※名義変更にかかる登録免許税については、別途お支払い頂く必要があります。
※名義人になる相続人が一人に限り定額。不動産ごとに相続人が異なる場合は
申請件数が増えますので別途費用が加算されます。

お得に！費用を抑えたい方

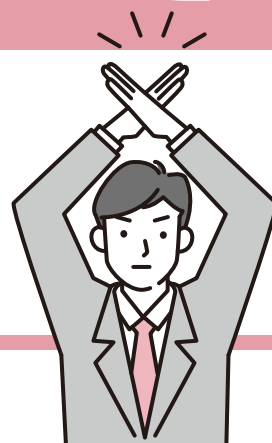
おてごろプラン

税込

70,000円～

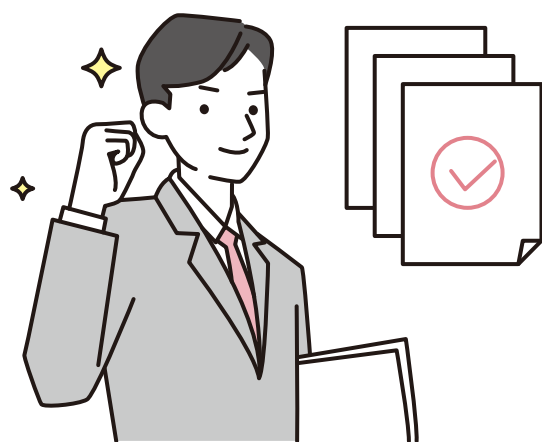
司法書士、弁護士以外が 相続登記の代理申請をするのは違法

代理人として登記申請を行うことができるのは、国家資格者である司法書士と弁護士のみです。
民間の会社などが提供している登記申請書の作成サービスは、お客様自身が手続きをするサービスです。



『らくらく相続登記』なら 司法書士が対応するから安心！

司法書士は
登記手続きのプロです！



相続登記の手続きは、専門用語で難しい書類の作成や大量の戸籍取り寄せなど、煩雑で専門的な知識を必要とします。

登記手続きのプロである司法書士に依頼すれば、必要な書類の取得・作成から各種手続き、申請まで、面倒な手続きを丸ごと任せられるので、とにかく確実にスピーディーに手続きを進められます。

法務局からの問い合わせにも
代理で対応！



民間の会社などが提供している登記申請書の作成サービスは、お客様自身が手続きをするサービスです。法務局との郵送対応や書類にミスがあった場合の問い合わせ対応はお客様自身が行う必要があります。



当サービスは司法書士が対応しますので、お客様が法務局からの問い合わせなどを対応いただく必要はなく、すべてお任せいただけます。

相続による不動産の名義変更

自分でやると、**こんなに大変!?**

戸籍収集だけでも、費用や時間がかかります

相続登記は複雑な手続きを必要とし、準備しなければいけない書類も多いので、自分でやろうとすると、書類を集めるだけでも相当な労力と時間がかかります。

記入漏れや登録免許税の計算の間違いなど、書類に不備があればやり直しになってしまいます。一般の方が、ノーマスで完了するのはなかなか難しいです。



戸籍謄本・遺産分割協議書・評価証明書・名寄帳など、
あまり馴染みのない書類も、**専門家に任せれば安心**

一般的な相続登記の流れ

相続不動産の調査

役所で書類を集める

- ・被相続人の出生から死亡までの戸籍
- ・被相続人の住民票の除票
- ・相続人全員の現在の戸籍
- ・相続する人の住民票
- ・相続人全員の印鑑証明書
- ・固定資産評価証明書

戸籍を読んで相続人を確定

登録免許税を計算

申請書類を作成

- ・登記申請書
- ・遺産分割協議書
- ・相続関係説明図
- ・委任状

収入印紙の購入・貼り付け

法務局へ申請

＼さらにお得!／

『らくらく相続登記』は、
書類取得の**手数料も、**
郵送費も料金に含まれています。

役所へ支払う手数料の例

戸籍謄本	1通 450円
除籍謄本	1通 750円
改製原戸籍	1通 750円
戸籍の附票	1通 300円
住民票	1通 300円
固定資産評価証明書	1通 400円
登記事項証明書	1通 500円

※手続きの内容で取得する書類の通数、書類は異なります。
各自治体により手数料が異なる場合があります。

意外に費用の負担が大きい
手数料や郵送費

『らくらく相続登記』手続きの流れ

ご依頼後は、書類が届くのを待つだけ!



電話・LINE・メールで
お問い合わせ



司法書士との無料相談

電話やLINE、ビデオ通話OK!



手続き費用

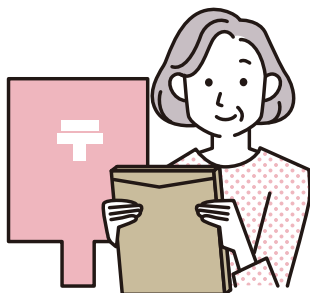
委任状のご返送
手続き費用のお振込み



手続き中は
待ってるだけで
OK!

当事務所で
すべて対応

- 必要書類の収集
- 不動産の調査
- 相続人の調査
- 書類作成



完成した書類が
ご自宅に届く



書類に署名・捺印
印鑑証明書と同封で返送



登録免許税

登録免許税のお振込み

完了書類を受け取りお手続き完了

お客様の声

当事務所に相続登記の手続きをご依頼いただき、解決された方々からご感想をいただいております。

O.N様
55歳/男性
東京



相続による不動産登記

役所に行かず、 自宅から手続きが済んだので、楽でした。

空き家となっている亡くなった父名義の建物を売却するため、自身の名義に変更しました。仕事が忙しく、平日は自分達で動く時間がほぼとれないので、戸籍謄本や住民票など集めなくてはいけない書類が大量にあると知って、市役所に行く時間もなくて困っていました。すべてを代わりに取ってもらえたのは、助かりました。

手続きの進み具合も随時連絡をもらったので不安になることもなく、必要な連絡はLINEで完結できる点が非常にありがたかったです。

Y.T様
60歳/女性
岩手



相続による不動産登記

地方からでも、出向くことなく手続きができました。 司法書士の先生が優しかったので、相談しやすかったです。

母が亡くなり土地の名義変更をしなければと思いながらも、非常に田舎のため、お願いできる司法書士が見当たらず困っていました。インターネットで、全国どこでも対応いただけるとのことだったので申し込みました。

直接会うことなく手続きを進めていくことに不安もありましたが、司法書士の先生とビデオ通話でお話して、とっても優しく丁寧に説明してもらって不安がなくなりました。

S.I様
65歳/男性
神奈川



贈与による不動産登記

「自分でできる」と考えていたが、 あまりの面倒くささに、専門家に頼んで大正解◎

半年前から自分で手続きを始めたものの、書類集めや申告書作成が大変で断念し、先生に依頼することにしました。結果、お任せして本当によかったと思っています。気さくな先生で相談もしやすく、誠実な対応をしていただきました。

司法書士に頼むと料金への不安もありましたが、思っていたより安くあがり、時間や手間を考えると頼んで正解でした。

T.S様
60歳/男性
茨城



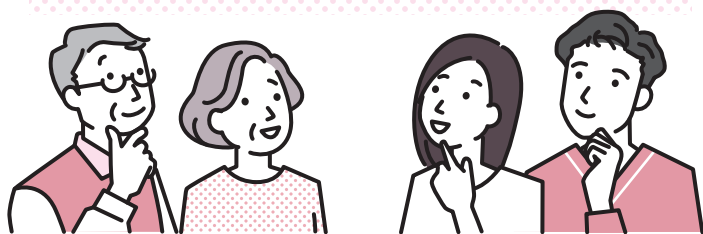
相続による不動産登記

専門家の安心と、追加料金がないという分かりやすい 料金で選びました。

父が亡くなり、土地と建物の名義変更をお願いしました。電話で相談するまでは、司法書士に頼むと手数料が高いのではないかと心配でしたが、初めから料金を教えてもらったので、安心して申し込めました。

最初の説明通りの金額で、追加料金もなく手続きが完了しましたし、スピードも速くて助かりました。

サービスに関する よくいただくご質問



Q. 手続きに必要な書類も、
収集してもらえる？

A. はい。司法書士の職権により、代理で収集いたします。
戸籍、住民票、固定資産評価証明書など相続登記に必要な書類すべてをお客様に代わって収集いたしますが、印鑑証明書のみ、代理で取得できない書類になるため、ご準備をお願いしています。

Q. 料金を登録免許税も、
含まれる？

A. いいえ、含まれません。
登録免許税は、名義変更時に必ずかかる税金です。ご自身で手続きをされた場合でも、当サービスをご利用いただいた場合でも、ご自身でご負担いただく必要があります。

Q. 支払のタイミングは、いつ？

A. 正式なご依頼をいただいたタイミングで、手続き費用のお支払いをお願いしております。その後、固定資産評価額が確認できた時に、登録免許税のお振込みをお願いします。

Q. どのような手続きに、
対応している？

A. 遺産相続における不動産の名義変更、または生前に行う贈与に伴う不動産の名義変更に対応しています。

Q. 追加で料金が、発生する？

A. 不動産が何件でも、相続人が何人でも完全定額79,800円(税込87,780円)でご利用いただけます。
必要書類の取得時に役所へ支払う手数料や郵送費も料金に含まれています。

※抵当権抹消の手続きや相続人調査など、オプション料金にて対応が可能な内容もありますのでお問い合わせください。

Q. 手続きが完了するまでの
期間は、どのくらい？

A. お申込みから完了まで、2~3か月程度とお考えください。
不動産の数、相続人の数、各自治体の対応スピードによって異なるため、上記についてもあくまで目安となります。

Q. 相続人や不動産が遠方ですが、
依頼できる？

A. ご依頼可能です。
日本全国どちらからのご依頼でも、相続される不動産の所在地が遠方(例えば北海道や九州)にあっても問題ありません。もちろん、不動産が遠方であるからといって追加料金も発生しませんので、ご安心ください。

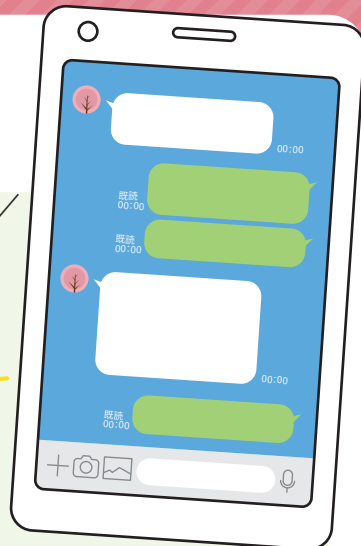


LINEで気軽に無料相談

スマホで
気軽に
連絡できる!

チャットで、
いつでも
相談できる!

登録は簡単!



相続手続きのこと、相談がしたいけど...

うまく説明できるか
不安だし...

いきなり電話は
ちょっと緊張するし...



そんな方も



LINE
らくらく相談なら、
気軽に安心です。

STEP

1

QRコードからご登録

LINE登録は
こちらから▶



STEP

2

IDを検索してご登録

「@794jwzfr」で検索



お電話またはメールでのお問い合わせも、お待ちしております。

 **0120-210-137**

相談
無料

 sozoku@sakura-jimusyo.com



司法書士法人
さくら事務所

代表司法書士 坂本 孝文

101-0061

東京都千代田区神田三崎町3丁目5-9

天翔水道橋ビル604